



2023年8月10日

各 位

会社名 株式会社 旅工房
代表者名 代表取締役社長 岩田 静絵
(コード番号: 6548 東証グロース市場)
問い合わせ先 取締役執行役員 朝居 宏文
事業戦略本部本部長

ir@tabikobo.com

第三者割当による新株式の発行並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

当社は、2023年8月10日開催の取締役会において、株式会社アドベンチャー（以下、「割当予定先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による新株式（以下、「本株式」といいます。）の発行（以下、「本第三者割当」といいます。）を決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、本第三者割当により、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 第三者割当による新株式の発行

1. 募集の概要

① 払込期日	2023年10月31日
② 発行新株式数	普通株式 10,000,000 株
③ 発行価額	1株につき 300 円
④ 調達資金の額	3,000,000,000 円
⑤ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 株式会社アドベンチャー 10,000,000 株
⑥ その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、並びに2023年10月26日開催予定の当社臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）における本第三者割当及び当社の発行可能株式総数の変更（現状の14,000,000株を35,000,000株に変更）を目的とする定款の一部変更の議案が承認されることを条件とします。

2. 募集の目的及び理由

(1) 本第三者割当の目的

ア. 当社グループの事業概要

当社グループは、当社と当社の連結子会社4社（ALOHA 7, INC.、Tabikobo Vietnam Co. Ltd.、PT. Ramayana Tabikobo Travel 及び株式会社ミタイトラベル）の計5社によって構成されています。

当社グループは、主に日本国内の個人顧客をターゲットにオンラインでの海外向けを中心とするパッケージ旅行の企画・販売や、航空券の販売、宿泊手配、オプションツアーの手配等を行っております。個人向け以外にも、企業や官公庁、学校法人等の法人顧客向けに業務渡航や団体旅行の手配等を行っております。

連結子会社の ALOHA 7, INC. は、米国で主に個人顧客向けの宿泊及びオプションツアーの手配等を行

っており、Tabikobo Vietnam Co. Ltd. は、ベトナムで主に現地企業向けのコンサルティング事業、航空券の販売及び宿泊の手配等を行っております。また、PT. Ramayana Tabikobo Travel は、インドネシアで主に個人顧客向けの宿泊及びオプションツアーの手配等を行っております。

イ. 当社グループの成長戦略及び本資金調達における資金使途

我が国経済は、ウィズコロナの下で徐々に経済社会活動の正常化が進む中で、景気に緩やかな持ち直しの動きが見られました。しかしながら、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、エネルギー資源・原材料価格の高騰、円安の進行等もあり、依然として厳しい経営環境が続いております。

旅行業界におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世界各国の渡航制限や入国規制等に段階的に緩和の動きが見られました。国内旅行市場は政府の観光支援策等もあり回復基調にある一方で、海外旅行市場は本格回復には至らず、依然として大幅な需要減退が続いております。

このような情勢のもと、当社グループでは、個人旅行事業におきまして、2022年6月より海外の募集型企画旅行の催行を段階的に再開いたしました。採算性を勘案しながら、主にヨーロッパやアメリカを中心とした長距離方面の需要取り込みに努めました。法人旅行事業におきましては、海外・国内の業務出張、国内の団体・MICE（注1）案件等を中心に営業活動を行いました。引続きコスト削減にも注力し、従業員の出向等による人件費の削減、市場の状況に合わせた広告費の圧縮、東京本社の縮小移転による地代家賃の削減等を実施いたしました。

（注1） MICE

企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称です。

以上の結果、2023年3月期における当社グループの業績は、売上高1,262,157千円（前年同期比21.7%増）、営業損失888,340千円（前年同期は営業損失1,456,999千円）、経常損失878,525千円（前年同期は経常損失1,338,417千円）、親会社株主に帰属する当期純損失1,013,956千円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,971,051千円）となりました。また、2024年3月期第1四半期における当社グループの業績は、売上高は519,638千円（前年同期比168.8%増）、営業損失は127,286千円（前年同期の営業損失は333,042千円）、経常損失は126,202千円（前年同期の経常損失は306,909千円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は99,858千円（前年同期の親会社株主に帰属する四半期純損失は312,661千円）となりました。

なお、2023年5月15日付「2023年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症に対する様々な対策の奏功により旅行業界においても需要の回復の兆しが見えてきておりますが、2024年3月期の業績予想に関しましては、当社グループの主力である海外旅行事業においては、様々な外部環境により、現時点で合理的に算出することが困難であることから、未定とさせていただきます。

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の全世界的な感染拡大が顕在化した2021年3月期以降、広告宣伝費や支払手数料の削減に加えて、役員報酬の減額、賞与支給の停止、従業員の休業や出向・他社への転籍による削減、希望退職の実施及び東京本社の縮小移転等によるコスト削減を実施いたしました。事業環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世界各国の渡航制限や入国規制等に段階的に緩和の動きが見られ、当社グループの主力である海外旅行事業は、未だ本格回復には至らず依然として大幅な需要減退が続いているものの、国外出国者数は段階的に回復しつつあり、今後もこの傾向は続くものと予測しております。したがって、当社グループにおける今後の成長戦略といたしましては、海外旅行市場の回復を見据え、海外旅行市場の需要を確実に捉えるための人材採用及び広告宣伝投資を実施し、海外旅行販売の促進・強化を図ってまいります。

他方で、当社グループは、2022年5月13日付「2022年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」にてお知らせしましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による2年間にわたっての売上高の大幅な落ち込み等により2022年3月期において債務超過となったため、2022年6月29日付で「債務超過解消に向けた取り組みに関するお知らせ」を開示しております。なお、2022年3月期連結会計年度末における当社グループの純資産は△1,021,901千円、2023年3月期連結会計年度末における当社グループの純資産は△1,052,380千円、2024年3月期第1四半期連結会計期間末における当社グループの純資産は△731,950千円となっております。

上記のとおり、2022年3月期において債務超過となったことから、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）による2022年6月30日付公表のとおり、2022年4月4日改正前有価証券上場規程第603条第1項第3号の規定に基づき、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となっております。猶予期間は2022年4月1日から2024年3月31日までです（なお、東京証券取引所による2020年4月21日施行の有価証券上場規程等の一部改正により、当該債務超過が新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものと認められる場合の猶予期間は、通常の1年から2年に延長されております。）。仮に債務超過の状態が2024年3月31日まで継続した場合、当社は上場廃止となり、株主の皆様はもとより、債権者を始めとする利害関係者の信頼を著しく損なう結果となり、当社グループの事業継続に支障をきたしかねません。

また、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により2021年3月期以降売上高が急激に減少したことから、2022年3月期以降、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。下記①～③の対応策の実施により、事業面及び財務面での安定化を図り、当該事象又は状況の解消・改善に努めておりますが、これらの対応策等は実施途上であり、現時点においては継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められることから、2022年3月期及び2023年3月期の連結財務諸表において継続企業的前提に関する事項を注記しております。

以上のような状況から、2022年8月12日付、同年11月14日付、2023年2月14日付及び同年5月15日付「債務超過解消に向けた取り組みの進捗状況について」に記載のとおり、2024年3月期連結会計年度中に債務超過を解消すべく、以下の対応策を実行することにより、抜本的な経営改善及び財務基盤の安定化に取り組んでおります。

① 徹底的なコスト削減

新型コロナウイルス感染症の全世界的な感染拡大が顕在化した2021年3月期以降、販売費及び一般管理費の見直しを行っており、広告宣伝費や支払手数料の削減に加えて、役員報酬の減額、賞与支給の停止、従業員の休業や出向、他社への転籍による削減などを実施しました。2023年3月期においては、さらなる固定費圧縮と人員数適正化のため、希望退職の実施及び東京本社の縮小移転を行いました。

その結果、当社グループにおける販売費及び一般管理費は、2021年3月期2,281,236千円、2022年3月期1,668,779千円（2021年3月期比612,457千円減、26.8%減）、2023年3月期1,287,449千円（2022年3月期比381,330千円減、22.9%減）と推移しており、コスト削減につきましては順調に進捗しております。

2024年3月期以降も、売上高に見合った販売費及び一般管理費となるよう引続きコストコントロールを実行してまいります。

② 海外旅行市場回復を見据えた収益確保の準備

当社グループは従来、海外旅行商品を強みとしてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、世界各国において海外渡航制限や行動制限等の措置が取られるなど、海外旅行商品の販売に関して厳しい状況が続いておりました。しかしながら、足元の状況として、海外渡航に関する様々な明るい兆しが

見え始めております。このような状況を踏まえ、当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の拡大前に当社グループの収益の中で大きな比率を占めていた海外旅行商品の販売に資源を集中しており、2024年3月期以降は人員の新規採用や広告宣伝費の投下の拡大により、取扱高の伸長と業績の改善を図ってまいります。

③ 資金の確保

2023年3月期連結会計年度末における現金及び預金は827,908千円と、2022年3月期連結会計年度末比1,990,959千円減少しております。総額1,799,000千円の当座貸越契約等に関しては契約期限が2023年8月末となっておりますが、取引銀行とは継続的に支援いただくための協議を行っており、契約期限の延長の可能性は高いものと考えております。後記のとおり、本第三者割当においては、①財務基盤強化のための借入金返済資金、②事業規模の回復・拡大に向けた人材採用資金、③事業規模の回復・拡大に向けた広告宣伝資金を資金使途としているところ、本第三者割当により調達した資金のうち1,799百万円を「①財務基盤強化のための借入金返済資金」として、上記総額1,799百万円の当座貸越契約等による借入金全額の返済に充当する予定です。また、資本増強のために、2022年8月に第三者割当による第3回新株予約権を発行了しました。当該新株予約権による調達予定金額（差引手取概算額）は4,110百万円であり、①社会保険延納分の納付資金として390百万円（支出予定時期2022年8月～2023年1月）、②財務健全化に向けた借入金の返済資金として3,720百万円（支出予定時期2023年1月～2023年9月）を資金使途としております。2024年3月期第1四半期連結会計期間末時点までの間に、当該新株予約権の行使により約1,375百万円を調達しており、そのうち①社会保険延納分の納付資金として390百万円、②財務健全化に向けた借入金の返済資金として985百万円を充当しております。当該新株予約権の付与総数は60,000個であり、2023年8月10日現在における未行使残数は22,077個であります（なお、当社は、本日開催の取締役会において、当該新株予約権の未行使残個数の全てを取得及び消却することを決議しております。詳細は、当社が本日公表した「第3回新株予約権(行使価額修正条項付)の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照ください。）。

他方で、当社は、2022年2月4日付「当社グローバル・アライアンス部門におけるGo To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会設置のお知らせ」、2022年3月2日付「当社グローバル・アライアンス部門におけるGo To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会からの調査報告書の受理について」及び同日付「(追加)当社グローバル・アライアンス部門におけるGo To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査委員会からの調査報告書の受理について」に記載のとおり、当社グローバル・アライアンス部門において、当社が法人顧客から提案され販売した受注型企画旅行商品（以下、「本件旅行商品」といいます。）についてGo To トラベル事業のルールに適合しない取引が存在したという疑いが生じたことから、Go To トラベル事業給付金の受給申請に関し、2022年2月4日に調査委員会を設置し、2022年3月2日に当該調査委員会から調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書においては、本件旅行商品に関し、実際に宿泊しなかった旅行者（不泊者）が多数存在したこと、及び宿泊付帯商品料金（研修料金）が宿泊付帯商品（研修）の内容又は原価に比して著しく高額であった可能性が高いという事実が認められたものの、当社が取引先の利得目的のために利用されたという可能性はあっても、少なくとも、当社が自ら本件旅行商品の不適切な催行実態に加功し又は積極的に関与したとまでは認められない旨の調査結果の報告がなされました。

その後、当社は、2022年3月16日付「当社グローバル・アライアンス部門におけるGo To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査報告書を受けた再発防止策の策定及び関係役員の処分並びに役員報酬の一部自主返上に関するお知らせ」に記載のとおり、当該調査報告書における指摘事項及び提言を真摯に受け止め、再発防止策を策定の上、実行してまいりました。また、2022年3月17日付「過年度決算訂正および2022年3月期第3四半期決算発表に関するお知らせ」に記載のとおり、同日付で過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出いたしました。

その後、2023年1月11日付「2022年3月2日に受領したGo To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査報告書の調査結果に関する一部再検証に係る検証委員会設置のお知らせ」及び2023年2月10日付「2022年3月2日に受領したGo To トラベル事業給付金の受給申請に関する調査報告書の調査結果に関する一部再検証に係る検証委員会からの検証報告書の受理について」に記載のとおり、外部機関より、前回調査の対象となった事項のうち売上計上に関する事実関係（資金循環の有無やその内容、当社の役員の関与又は認識等）についてより深度のある調査をすべきとの指摘がなされましたため、当社は、2023年1月11日に検証委員会を設置し、2023年2月10日に当該検証委員会から検証報告書を受領いたしました。当該検証報告書においては、前回の調査報告書における上記調査結果を覆す証拠は特段検出されなかったものの、本件旅行商品の販売取引のスキームは、当社を起点とした資金循環によりGo To 給付金の支給要件を満たす取引を行って、専らGo To 給付金と地域共通クーポン券の支給を受けることを目的としたものとみべきであり、少なくとも資金循環取引による売上の過大計上という側面では、当社がスキームの中で唯一資金負担リスクを負って資金循環取引を行っており、スキーム全体で中心的な役割を担って資金循環取引に加担したとの評価は免れないこと、また、本件旅行商品の売上が計上された2021年3月期の第3四半期報告書及び有価証券報告書が提出された時点において、当時の取締役ら3名は、当社を起点とする資金循環を認識し又はこれに関与していたと認められる旨の検証結果の報告がなされました。当社は、当該検証結果を踏まえて、2022年3月17日付提出に係る過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書における提出理由の内容を訂正し、2023年4月13日に再度訂正報告書を関東財務局長に提出いたしました。

当社は、2023年2月27日付「再発防止策に関するお知らせ」及び2023年7月3日付「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」に記載のとおり、当該検証報告書における検証結果を真摯に受け止め、以下の再発防止策を実行しております。

① 経営責任の明確化

上記Go To 給付金の支給を目的とした資金循環取引（以下、「本件資金循環取引」といいます。）に関与した取締役3名のうち、CFOを含む2名の取締役は2022年3月期に既に退任しており、代表取締役会長兼社長であった高山泰仁氏は2023年2月に取締役を辞任しております。当社は、高山氏の辞任に伴い会長職を廃止し、新しい代表取締役社長には、コーポレート部門出身であり、本件資金循環取引が開始された当時、取締役に就任しておらず、本件資金循環取引の懸念点について当時のCFOに相談を行っていた岩田静絵氏が就任しております。

② 指名・報酬委員会の設置

取締役の指名・報酬等に関する手続きの客観性・透明性を確保するために、任意の指名・報酬委員会を2023年3月15日の取締役会にて設置いたしました。2023年6月開催の定時株主総会では、この指名・報酬委員会の答申を得た取締役候補を提案いたしました。また、その報酬額においても、同委員会の答申を得たものとしております。

③ 経営幹部の会計リテラシーと会計不正リスク感度の向上

当社の会計監査人、他の監査法人、アドバイザー会社が開催しているセミナー等の知見を獲得する機会について、コーポレート部門にて広く情報収集し、執行役員以上の経営幹部は、少なくとも半期に一度を目安にセミナー等を受講し、また、そのようなセミナー等を受講した役職員が、受講しなかった役職員に対して情報共有するための機会を設定するようにいたします。現在は、社内においてセミナー等の開催状況の確認や受講すべき重要論点の整理等を行っており、2023年9月末までにセミナー等の受講を開始する予定です。

④ CFO（コーポレート管掌取締役）の職責の限定

当社のコーポレート管掌取締役が所管する範囲が広範囲に及ぶため、2023年6月開催の定時株主総会において新たに朝居宏文氏を選任し、コーポレート企画、IR、人事を委譲しており、2023年9月までに法務・コンプライアンスを所管するスキルとリテラシーのある執行役員クラスの人材を採用する予定です。営業サポートに関しては、営業部門に移設することで、コーポレート管掌取締役の直接的な所管範囲を財務、

営業経理、経理に限定いたします。

⑤ 監査法人との連携の強化

現在の会計監査人とのコミュニケーションは、半期に1回の経営者ディスカッション（代表取締役、財務管掌取締役）及び営業部門取締役ヒアリング、四半期毎のCFOヒアリング（財務管掌取締役）、その他経理財務の実務担当者との会計監査の中で、主に前四半期会計監査の中で課題認識されたことや不正に対する意識などにフォーカスした議論を行ってまいりましたが、これらに加えて、取締役会で決議される金額の重要性が高い与信設定の取引や、過去の取引とは異質の新規の取引などの当四半期で新たに発生した議題にフォーカスしたディスカッションを2023年4月より、監査法人とコーポレート管掌取締役、経理及び財務の実務担当者等との間で開始しており、今後も四半期毎に当該ディスカッションを実施してまいります。

⑥ 営業部門とコーポレート部門の職務分掌の運用徹底

営業部門の業務を行っていないかに関するヒアリングを2023年3月より、内部監査部門からコーポレート部門の従業員に対して開始しております。今後もこのようなヒアリングを四半期決算月（6月、9月、12月、3月）毎に実施し、内部監査部門によるコーポレート部門及び営業部門の従業員に対するモニタリング・啓蒙を行ってまいります。

上記のとおり、当社グループにおける再発防止策の対応状況は、順調に進捗しており、引き続きコーポレート・ガバナンスの強化に取り組み、ステークホルダーの皆様の信頼回復に努めてまいります。

以上のような状況下において、当社は、間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達も含め、資金調達方法を模索してまいりました。そのような中、2023年6月頃、当社と同じ旅行業界に属する事業会社であり、以前から当社株主として当社事業に様々な支援をいただいている割当予定先より、本株式を引き受ける意向を有している旨の申出がありました。当社は、割当予定先に対し、新型コロナウイルス感染症拡大による業績への影響等を含む当社の置かれた事業環境及び財務状況等のほか、本第三者割当の目的、資金使途、当社が希望する資金調達スキーム等について説明を行い、割当予定先との間で協議・検討を進めた結果、割当予定先より、本第三者割当についてさらに積極的に協議・検討を進めたい旨の回答を得ました。

そこで、当社は、割当予定先に対し、本株式の保有方針について確認したところ、当社グループを長期的及び戦略的に支援することを目的とした戦略的投資として本株式を長期保有する方針である旨の回答を得ました。また、割当予定先は、航空券等の旅行商品の比較・予約サイト「skyticket」等を中心に事業を運営しているところ、今後の戦略として、国内旅行事業を引き続き強化した上で、海外旅行事業として海外ツアーを開始し、さらに東南アジア及びグローバル領域に進出していくことを定めております。一方で、当社グループは、主に日本国内の個人顧客をターゲットにオンラインでの海外向けを中心とするパッケージ旅行の企画・販売や、航空券の販売、宿泊手配、オプションツアーの手配等を行っており、個人向け以外にも、企業や官公庁、学校法人等の法人顧客向けに業務渡航や団体旅行の手配等を行っております。また、当社グループの連結子会社ALOHA 7, INC. は、米国で主に個人顧客向けの宿泊及びオプションツアーの手配等を行っており、Tabikobo Vietnam Co. Ltd. は、ベトナムで主に現地企業向けのコンサルティング事業、航空券の販売及び宿泊の手配等を行っております。また、PT. Ramayana Tabikobo Travel は、インドネシアで主に個人顧客向けの宿泊及びオプションツアーの手配等を行っております。

割当予定先の販売手法は、基本的にオンラインシステム上で予約が完結する手法であるのに対し、当社の販売手法は、オンラインシステム上で集客し、お客様からメール・電話での問合せを受け、コンシェルジュが直接お客様とやり取りをしてツアーの内容をカスタマイズして販売する手法であり、両者の販売手法は異なっております。現時点において提携関係を強化することにより、割当予定先にとっては今後注力予定の海外旅行事業において当社からのノウハウ・協力を得られ、当社にとっては財務面・事業面での長期的支援が得られるとともに販路拡大・新規顧客開拓が期待できることから、両社のスピーディな事業拡大に資するものと考えております。

このように、当社グループは割当予定先が今後の戦略として定める海外ツアー運営、東南アジア及びグローバル展開に強みを有していること、当社としては本第三者割当によって割当予定先から財務面のみならず今後事業面においても長期的・戦略的な支援をいただくことが期待できること、かかる観点から本第三者割当は両社の事業基盤の強化・発展に資するものであり事業上のシナジーが期待できると考えられること等に鑑み、割当予定先との間で協議・検討を進めた結果、割当予定先の保有方針及び本資金調達スキームは、当社の置かれた事業環境及び財務状況等を十分に理解した上で現状の当社の資金調達ニーズを満たすものであると判断し、本株式の割当予定先として選定いたしました。

なお、当社は、割当予定先との間で、2023年8月10日付で株式引受契約（以下、「本株式引受契約」といいます。）を締結する予定であり、かかる引受契約において、割当予定先には当社非常勤取締役1名を指名する権利が付与される予定です。割当予定先から取締役の指名がなされた場合には、取締役の選任及び報酬額等につき、当社の指名・報酬委員会において審議を行い、当社取締役会に答申を行う予定です。また、本株式引受契約においては、本臨時株主総会にて割当予定先が合理的に満足する内容の役員選任（上記のとおり割当予定先が指名する非常勤取締役1名の選任を含みます。）について普通決議による承認を得ることが定められる予定です。加えて、本株式引受契約においては、以下の各号に定める事項を行う場合には、当該事項について決定する2週間前までに、割当予定先に対して、当該事項に関して割当予定先が合理的に満足する内容を記載した書面により報告しなければならない旨が定められる予定です（事前報告事項）。

- (1) 定款、取締役会規則その他重要な社内規程の制定・変更・廃止
- (2) 子会社の設立、新規事業の開始又は既存事業の縮小、停止若しくは廃止
- (3) 解散又は法的倒産手続の開始の申立、又は私的整理の開始
- (4) 剰余金の配当又は自己株式若しくは自己新株予約権の取得
- (5) 株式若しくは潜在株式の発行又は処分その他既存株主の持株比率（潜在的持株比率を含む。）に影響を与える行為又は合意
- (6) 資本金の額の増加若しくは減少又は準備金の額の増加若しくは減少
- (7) 合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付その他の組織再編行為、事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け（事業の全部又は一部の賃貸、経営の委任その他これらに準ずる行為を含む。）、又は、他の会社（子会社及び関連会社を含む。）の株式又は持分の取得若しくは譲渡その他の処分
- (8) 第三者との資本提携若しくは業務提携又はその解約若しくは変更
- (9) 新たな事業計画及び予算の策定、又は買主に開示済みの既存の事業計画又は予算の重要な変更
- (10) 会計処理の方法、原則、実務又は方針の重要な変更
- (11) 第三者に対する金銭の貸付けその他信用の供与
- (12) 債権又は権利の放棄又は免除
- (13) 1件あたり1,000万円を超える資産その他重要な資産の取得、売却、賃貸、賃借、担保設定その他の処分又は設備投資
- (14) 重要な知的財産の取得、売却、使用許諾、担保設定その他の処分、及び重要な知的財産に関する契約又は取引の開始、終了又は条件の修正・変更
- (15) 第三者からの借入れ、社債の発行、債務の引受（但し、過去の業務遂行と矛盾しない通常の業務遂行の範囲内で行われるものを除く。）、債務の保証その他これらに準じる債務負担行為
- (16) 重要な契約等（1年あたりの取引金額が1,000万円以上となる、又は1年あたりの取引金額が1,000万円以上となることが合理的に見込まれるものに限る。）の締結、変更、修正、解約、解除又は終了
- (17) 取締役及び監査役の選任又は解任
- (18) 役職員の賃金又は報酬の変更、役員賞与又は役員退職慰労金の支給、その他従業員等の福利厚生制度の開始、終了又は条件の修正・変更（但し、従業員について過去の業務遂行と矛盾しない通

常の業務遂行の範囲内で行われるものを除く。)

- (19) 重要な使用人の選任、重要な人事異動又は使用人の解雇
- (20) 訴訟等の提起若しくは手続の開始、和解その他判決によらない訴訟等の終了又はその他の訴訟等に関する重要な方針の決定
- (21) 1件あたり1,000万円を超える損害賠償債務、補償債務その他これらに準じる債務の負担をする旨の合意又はその支払
- (22) 前号までのほか、発行会社の事業、資産、財務状態、経営成績、キャッシュフロー、将来の収益計画若しくは収益の見通し等に重大な悪影響を及ぼす可能性のある事項

前述のとおり、2024年3月期第1四半期連結会計期間末における当社グループの純資産の額は△731,950千円であるところ、本株式の発行により純資産の額が約30億円増加することとなります。また、2024年3月期の業績予想は、現時点で合理的に算出することが困難であることから未定としておりますが、旅行業界において需要の回復の兆しが見えてきており国外出国者数も段階的に回復しつつあることから、特段の事情がない限り、本第三者割当の実行により2024年3月期連結会計年度中において債務超過が解消されることが見込まれます。

以上のとおり、今後の当社の成長戦略を実行していくため、速やかに自己資本を拡充し財務基盤を強化するとともに、海外旅行市場の需要を確実に捉えるための当社の成長資金を確保し企業価値の向上を図ることを目的として、本資金調達を実施することを決定いたしました。

(2) 本第三者割当による資金調達を選択した理由

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び当社の財務状況、今後の事業展開等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本を拡充することを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記のとおり他の資金調達方法との比較を行い、また、大規模希薄化による既存株主への影響及び当社の資金ニーズ等を総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本株式の発行による資金調達が、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

本第三者割当により発行する当社普通株式の数は10,000,000株（議決権数100,000個）であり、2023年3月31日現在の当社発行済株式総数8,029,800株（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数79,907個）に対して124.54%（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は125.15%。小数第3位四捨五入）の希薄化をもたらすこととなります。

他方で、当社取締役会においては、有利子負債の圧縮及び自己資本の拡充を図ることにより可及的速やかに債務超過を解消し、今後の当社グループの成長戦略を確実に実行していくことが、今後の事業継続及び発展のためには必要不可欠であり、本第三者割当によりそのための資金を確保する必要があると判断しております。

また、当社は、本第三者割当を選択するに際し、以下のとおり他の資金調達方法についても検討いたしました。

（他の資金調達方法との比較）

- ① 公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、多額の債務超過に陥っている当社の現状の財務状況に鑑みると、そのような株式の公募増資を引き受ける証券会社がなく、公募増資を実施することは事実上困難であることから、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。
- ② 株主割当増資については、既存株主持分の希薄化は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。
- ③ 第三者割当による新株予約権付社債の発行は、発行と同時に資金を調達でき、また株式の希薄化は一

気に進行しないというメリットがあるものの、社債の株式への転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。資金手当てができなかった場合デフォルトを起こし、経営に甚大な影響を与えるリスクがあります。また、転換又は償還が行われるまで利息負担が生じるということもなることから、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

④ 行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（MSCB）については、その発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株式数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

⑤ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オフリング）には、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングについては、当社は、最近2年間において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないことから、今回実施することができません。

⑥ 第三者割当による新株予約権の発行は、一般的に段階的に権利行使がなされるため、希薄化も緩やかに進むというメリットがありますが、新株予約権の発行時に満額の資金調達が行われるわけではなく、当初に満額が調達される資金調達方法と比べると、実際に資金を調達するまでに時間が掛かる可能性があります。また、株価の動向や新株予約権者の判断等により権利行使が行われない可能性があり、その場合、資金調達が困難となり、実際の調達金額が当初予定していた調達金額を下回る可能性があることから、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

⑦ 金融機関からの借入や社債による調達については、低金利環境が継続する現在の状況下においては、比較的 low コストで負債調達が可能であり、運転資金や設備投資等の比較的低リスクの低い資金の調達として適しているというメリットがあります。もっとも、金融機関からの借入や社債による資金調達では、利払負担や返済負担が生じるとともに、調達額全額が負債となるため当社の財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があります。また、そもそも当社の現状の財務状況に鑑みると、現時点において金融機関からの新たな借入や社債による資金調達を行うことは事実上困難であると考えられます。したがって、将来の財務リスクの軽減のため、可及的速やかに資本バッファを構築した上で有利子負債の調達余力を確保することが必要かつ適切であると思料されることから、今回の資金調達手法として間接金融での資金調達は適切でないと判断いたしました。

これらに対し、第三者割当による新株発行は、発行と同時に資金を調達することができ、迅速に現状の当社の資金ニーズを満たすことが可能となります。以上の検討の結果、本第三者割当は、他の資金調達手法との比較においても、現時点において当社が採択し得る最も適切な資金調達手法であると判断いたしました。

（3）特定引受人に対する募集株式の割当に関する監査役の見解

本第三者割当により発行される本株式 10,000,000 株に係る議決権数は 100,000 個であり、割当予定先が本株式を全て引き受けた場合、割当予定先が有することとなる議決権数は 104,776 個であり、当社の総議決権数（2023年3月31日現在の当社の議決権数 79,907 個に本株式に係る議決権数 100,000 個を加算した数である 179,907 個）の 58.24%を保有することになり、会社法第206条の2第1項に定める特定引受人に該当いたします。

この点に関して、本日開催の当社取締役会において、当社監査役3名全員（会社法上の社外監査役3名）が、当社の現状の財務状況や、今後の当社の事業継続及び事業拡大に必要な資金をタイムリーに確保しておく必要性等に鑑みれば、本件規模の増資の手段によることが必要かつ適切であり、また、一定期間内に

目的を確実に達成するためには会社法第206条の2第1項に定める特定引受人に該当する割当予定先に対する本第三者割当によることが有効な手段であるとの判断は合理性が認められる旨の意見を表明しております。なお、取締役会の判断と異なる社外取締役の意見はありません。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
3,000,000,000	30,000,000	2,970,000,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 発行諸費用の概算額の内訳は、ストームハーバー証券株式会社への財務アドバイザーフィー (10,000 千円)、弁護士費用 (5,000 千円)、調査費用 (200 千円)、登録免許税 (10,500 千円)、有価証券届出書作成費用 (2,000 千円) 及び信託銀行手数料等 (2,300 千円) です。

(2) 調達する資金の具体的な用途

具体的な用途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 財務基盤強化のための借入金返済資金	1,799	2023年12月
② 事業規模の回復・拡大に向けた人材採用資金	635	2023年11月～2027年5月
② 事業規模の回復・拡大に向けた広告宣伝資金	536	2023年11月～2026年7月
合計	2,970	

- (注) 1. 当社は本株式の発行により調達した資金を上記の資金用途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。
 2. 本株式の発行により調達した資金は、上記表中に記載の①から③の優先順位で順次充当いたします。

本資金調達における資金用途の具体的な内容につきましては、2024年3月期連結会計年度中に債務超過を解消し、今後の収益改善・業績向上を図るための必要資金として、以下のとおり、①財務基盤強化のための借入金返済資金、②事業規模の回復・拡大に向けた人材採用資金、③事業規模の回復・拡大に向けた広告宣伝資金に充当する計画です。

① 財務基盤強化のための借入金返済資金 1,799 百万円

2024年3月期第1四半期連結会計期間末における当社グループの有利子負債残高は2,299百万円であり、本株式による調達資金のうち、1,799百万円を財務基盤強化のための借入金返済資金に充当する予定です。

上記のとおり、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により2021年3月期以降売上高が急激に減少したことから、2021年3月期に当社グループの運転資金として金融機関より30億円の借入を実行しており、金融機関との間では、利息以外の支払猶予を受けながら継続して協議及び分割弁済を行っております。現時点では金融機関から即時の返済を求められておりませんが、今後、アフターコロナにおける海外旅行市場の需要回復を確実に捉え、業績回復及び事業拡大に向けて海外旅行販売の促進・強化を着実に実行していくためには、有利子負債の圧縮及び自己資本比率を高め、将来における借入余力を確保する必要があります。したがって、本株式による調達資金のうち1,799百万円を借入金の一部繰上

返済及び分割返済に充当し、負債と資本のバランスを保つことで、財務構造の健全化を進めてまいります。

② 事業規模の回復・拡大に向けた人材採用資金 635 百万円

当社は、前述のとおり 2021 年 3 月期以降、広告宣伝費や支払手数料の削減に加えて、役員報酬の減額、賞与支給の停止、従業員の休業や出向、他社への転籍、希望退職の実施、東京本社の縮小移転等によるコスト削減に取り組んでおり、引き続き、売上高に見合った販売費及び一般管理費のコストコントロールに努めてまいります。一方で、アフターコロナにおける海外旅行市場の需要回復を確実に捉え、業績回復及び事業拡大に向けて海外旅行販売の促進・強化を着実に実行していくためには、今後の当社事業の遂行・拡大に必要な人材採用資金を十分に確保する必要があります。2023 年 6 月 30 日時点における当社の従業員数は正社員 71 名、臨時従業員 14 名であるところ、海外旅行予約の人員増員を計画しており、具体的には、正社員 147 名程度の採用を予定していることから、本株式会社による調達資金のうち、635 百万円を当該増員予定の従業員の人材採用資金に充当する予定です。

③ 事業規模の回復・拡大に向けた広告宣伝資金 536 百万円

当社は、前述のとおり 2021 年 3 月期以降、広告宣伝費や支払手数料の削減に加えて、役員報酬の減額、賞与支給の停止、従業員の休業や出向、他社への転籍、希望退職の実施、東京本社の縮小移転等によるコスト削減に取り組んでおり、引き続き、売上高に見合った販売費及び一般管理費のコストコントロールに努めてまいります。一方で、アフターコロナにおける海外旅行市場の需要回復を確実に捉え、業績回復及び事業拡大に向けて海外旅行販売の促進・強化を着実に実行していくためには、当社サービスの認知度・ブランド力向上及び新規顧客獲得のために必要な広告宣伝資金を十分に確保する必要があります。具体的には、海外旅行販売の促進・強化のための広告宣伝投資として、リスティング広告やメタサーチ出稿等を実施することにより、当社サービスの認知度・ブランド力を高め、新規顧客獲得及び中長期的な収益基盤のさらなる拡大を図ることを予定しております。したがって、本株式会社による調達資金のうち、536 百万円を当社サービスの認知度・ブランド力を高め、新規顧客獲得及び中長期的な収益基盤のさらなる拡大を図るための広告宣伝資金に充当する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当することで、今後の財務基盤の安定化に資するものであることから、本第三者割当による本株式の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、割当予定先との間で、本第三者割当により発行する本株式の払込金額について協議を重ねた結果、本株式の発行価額を 300 円といたしました。本株式の発行価額は、本第三者割当に係る取締役会決議の前取引日 (2023 年 8 月 9 日) の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 360 円に対して 16.67% (小数第 3 位四捨五入。以下、ディスカウント率について同様に計算しております。) のディスカウント、同直前 1 か月間の終値単純平均値である 368 円に対して 18.48% のディスカウント、同直前 3 か月間の終値単純平均値である 385 円に対して 22.08% のディスカウント、同直前 6 か月間の終値単純平均値である 383 円に対して 21.67% のディスカウントとなっております。

本株式の発行価額については、割当予定先との間で協議を行い、当社が 2021 年 3 月期から 2023 年 3 月期まで連続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上していること、2022 年 3 月期以降継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していること、2024 年 3 月期中に債務超過が解消されなければ上場廃止のおそれがあること、更に現状の当社の財務状況や本第三者

割当による希薄化の影響等を考慮すると、割当予定先のリスク判断としてはディスカウント率 10%以内（日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らしていわゆる有利発行に該当しない水準）での株式引受は困難であり、発行決議日前取引日の当社普通株式の終値の約 83.33%に相当する発行価額 300 円にて本株式を引き受けることが条件となる旨の意向を受けました。

そこで、当社内において割当予定先が提示する引受条件について検討を行ったところ、当社の財務状況や現時点において当該引受条件と同等又はそれ以上に有利な条件にて本株式を引き受ける候補先は見つかる可能性が低いことから、発行価額 300 円にて本株式を割当予定先に引き受けていただくことは合理的であるものと判断いたしました。このような経緯から、本株式の発行価額については、割当予定先との協議により、300 円（発行決議日前取引日の当社普通株式の終値の 83.33%（ディスカウント率 16.67%）程度に相当）に決定いたしました。このように、本件におきましては、当社の置かれた事業環境及び財務状況、本臨時株主総会の特別決議にて株主の皆様の承認を得る必要があること、本第三者割当の目的等を総合的に勘案した上で、割当予定先から提示のあった引受条件が合理的であるか否かを検討し、発行価額を決定しております。その後も割当予定先との間で複数回にわたり協議を重ねた結果、当社取締役会といたしましても、現在の当社の状況を考慮すると、本資金調達と同等以上のスピード感を持って本資金調達と同等以上の金額を他の方法により調達することは事実上困難であり、現時点において当該条件において速やかに本資金調達を実行することは必要かつ適切であると判断いたしました。

かかる本株式の発行価額は、会社法第 199 条第 3 項に規定される割当予定先にとって特に有利な金額に該当すると考えられることから、本臨時株主総会の特別決議にて株主の皆様の承認を得ることを本株式の発行の条件としております。

なお、後記「（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」においても述べておりますとおり、当社は、本第三者割当の諸条件を検討するにあたり、希薄化の規模を縮小させることについても検討し、割当予定先とも協議いたしました。が、現状の当社においては可及的速やかな債務超過の解消が急務であること、世界経済・社会情勢やマーケット環境は見通しが困難であるため今後の当社の事業継続及び事業拡大に必要な資金をタイムリーに確保しておく必要があること等から、当社といたしましては本件規模の第三者割当を実施することが必要かつ適切であると判断し、この点につき割当予定先も同じ見解であったことから、本第三者割当を行うことを決定いたしました。また、当社は、本第三者割当を検討するにあたり、本株式の引受けの可能性があると思料される他の候補先に対し、同一又は類似の条件にて本株式を引き受ける意向があるか否かにつき確認いたしました。が、本第三者割当と同等の規模・金額を戦略的投資として引き受ける旨の提案は本第三者割当以外にはなく、割当予定先からは、当社グループを長期的及び戦略的に支援することを目的とした戦略的投資として本株式を長期保有する方針であることが確認されたことから、当社の現状の財務状況及び事業環境等を考慮すると、現時点において本第三者割当が当社グループにとって最も適切であると判断いたしました。

なお、当社監査役 3 名全員（会社法上の社外監査役 3 名）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本株式の発行条件が有利発行に該当すると考えられることから本臨時株主総会の特別決議による承認を本株式の発行の条件とする旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められず、適法である旨の見解を書面により取得しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により発行する当社普通株式の数は 10,000,000 株（議決権数 100,000 個）であり、2023 年 3 月 31 日現在の当社発行済株式総数 8,029,800 株（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数 79,907 個）に対して 124.54%（自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は 125.15%。小数第 3 位四捨五入）の希薄化をもたらすこととなります。

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由（1）本第三者割当の目的」のとおり、2022 年 3 月期において債務超過となり、2024 年 3 月期連結会計年度中に債務超過を解消するべく、抜本的な経営改善及び財務基盤の安定化に取り組んでおります。前述のとおり 2024 年 3 月期第 1 四半期連結会計期間末における当

社グループの純資産の額は△731,950千円であるところ、本株式の発行により純資産の額が約30億円増加することとなります。また、2024年3月期の業績予想は、現時点で合理的に算出することが困難であることから未定としておりますが、旅行業界において需要の回復の兆しが見えてきており国外出国者数も段階的に回復しつつあることから、特段の事情がない限り、本第三者割当の実行により2024年3月期中において債務超過が解消されることが見込まれます。

当社は、本第三者割当に伴う希薄化率について検討し、割当予定先とも協議の上、本第三者割当により発行する株式数を減らすことも検討いたしました。しかしながら、現状、当社においては可及的速やかな債務超過の解消が急務であり最優先課題であるところ、世界経済・社会情勢やマーケット環境は見通しが困難であるため、万が一不測の事態が生じた場合には、当社の債務超過及びデフォルトリスクが解消されず、今後の当社の事業継続及び事業拡大に必要な資金を確保できない可能性があります。また、そのような不測の事態が生じた場合にタイムリーに今回発行を予定しているような株式等を発行できるか否かは予測困難であり、その時点で適切な引受先を探すことは必ずしも容易ではありません。仮に適切な引受先が見つからなかった場合等においては、2024年3月期中に債務超過を解消することができず上場廃止となり、株主の皆様はもとより、債権者を始めとする利害関係者の信頼を著しく損なう結果となり、当社グループの事業継続に支障をきたしかねません。このような当社の現状の財務状況や、今後の当社の事業継続及び事業拡大に必要な資金をタイムリーに確保しておく必要性等に鑑みれば、本件規模の第三者割当を実施することが必要かつ適切であると判断し、本第三者割当を行うことを決定いたしました。したがって、当社といたしましては、今回の第三者割当による本株式の募集は、今後の当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	株式会社アドベンチャー		
③ 所 在 地	東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー24F		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中村 俊一		
④ 事 業 内 容	コンシューマ事業（総合旅行予約サイト「skyticket」の運営等）、投資事業		
④ 資 本 金	3,303,499千円（2023年3月31日現在）		
⑥ 設 立 年 月 日	2006年12月21日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	普通株式7,521,700株（2023年3月31日現在）		
決 算 期	6月30日		
⑨ 従 業 員 数	（連結）170人（2022年6月30日現在）		
⑩ 主 要 取 引 先	個人及び法人		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、りそな銀行		
⑫ 大株主及び持株比率	中村 俊一 59.83%（2022年12月31日現在）		
⑬ 当 事 会 社 間 の 関 係			
資 本 関 係	当該会社は、当社普通株式477,600株を保有しております。		
人 的 関 係	割当予定先の従業員6名が当社に出向しております。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態（連結 国際会計基準）（単位：千円）			
決 算 期	2020年6月期	2021年6月期	2022年6月期
資 産 合 計	16,908,449	12,199,337	20,835,885
資 本 合 計	1,476,369	2,311,253	9,619,282
収 益	49,627,390	36,239,453	11,786,934
営 業 利 益	461,019	983,317	2,043,360
税 引 前 当 期 利 益	351,018	929,890	2,013,155
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 当 期 利 益	72,044	850,427	1,610,385
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 当 期 包 括 利 益	64,083	853,179	1,622,040
基本的1株当たり当期利益（円）	10.67	125.95	225.03
1株当たり配当額（円）	5.00	10.00	20.00
1株当たり親会社所有者帰属持分（円）	221.16	342.29	1,282.48

- (注) 1. 各事業年度における上記数値は、当該事業年度の有価証券報告書に基づき記載しております。
2. 割当予定先は、東京証券取引所グロース市場に上場しており、当社は、割当予定先が東京証券取引所に提出した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」（最終更新日2022年9月26日）において、反社会的勢力及び団体等からの不当な要求には法的対応を行うとともに、反社

会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない旨の記載がなされているほか、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況の記載がなされていることを確認しております。また、当社は、割当予定先及びその役員並びに主要株主が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(住所:東京都港区赤坂二丁目16番6号、代表取締役:羽田寿次)に調査を依頼しました。その結果、割当予定先及びその役員並びに主要株主について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は、割当予定先及びその役員並びに主要株主が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 本第三者割当の目的」において述べたとおり、当社は、間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達も含め、資金調達方法を模索してまいりました。そのような中、2023年6月頃、当社と同じ旅行業界に属する事業会社であり、以前から当社株主として当社事業に様々な支援をいただいている割当予定先より、本株式を引き受ける意向を有している旨の申出がありました。当社は、割当予定先に対し、新型コロナウイルス感染症拡大による業績への影響等を含む当社の置かれた事業環境及び財務状況等のほか、本第三者割当の目的、資金使途、当社が希望する資金調達スキーム等について説明を行い、割当予定先との間で協議・検討を進めた結果、割当予定先より、本第三者割当についてさらに積極的に協議・検討を進めたい旨の回答を得ました。

そこで、当社は、割当予定先に対し、本株式の保有方針について確認したところ、当社グループを長期的及び戦略的に支援することを目的とした戦略的投資として本株式を長期保有する方針である旨の回答を得ました。また、割当予定先は、航空券等の旅行商品の比較・予約サイト「skyticket」等を中心に事業を運営しているところ、今後の戦略として、国内旅行事業を引き続き強化した上で、海外旅行事業として海外ツアーを開始し、さらに東南アジア及びグローバル領域に進出していくことを定めております。一方で、当社グループは、主に日本国内の個人顧客をターゲットにオンラインでの海外向けを中心とするパッケージ旅行の企画・販売や、航空券の販売、宿泊手配、オプションツアーの手配等を行っており、個人向け以外にも、企業や官公庁、学校法人等の法人顧客向けに業務渡航や団体旅行の手配等を行っております。また、当社グループの連結子会社 ALOHA 7, INC. は、米国で主に個人顧客向けの宿泊及びオプションツアーの手配等を行っており、Tabikobo Vietnam Co. Ltd. は、ベトナムで主に現地企業向けのコンサルティング事業、航空券の販売及び宿泊の手配等を行っております。また、PT. Ramayana Tabikobo Travel は、インドネシアで主に個人顧客向けの宿泊及びオプションツアーの手配等を行っております。当社グループは、2019年11月14日付「株式会社アドベンチャーとの海外ツアーに関する取り扱い協議開始のお知らせ」において、割当予定先が運営する航空券等予約販売サイト「skyticket」における、当社が企画・開発している海外ツアー商品の取扱いについて、割当予定先との間で協議を開始した旨を公表しております。割当予定先が運営する航空券等予約販売サイト「skyticket」における当社海外ツアー商品の取扱いにより、当社グループにおいては、海外ツアー商品の販路拡大による新規顧客開拓が期待でき、割当予定先においても、当社からの海外ツアー商品及びノウハウ等の提供が期待できることから、両社にとって事業上のメリットが大きいものと判断し、協議を進めておりました。しかしながら、2021年3月期以降、新型コロナウイルスの全世界的な感染拡大が顕在化し、世界各国において海外渡航制限や行動制限等の措置が取られるなど、とりわけ海外旅行商品の販売に関して厳しい状況が続いておりましたため、上記協議に関する割当予定先との協議は中断しておりました。もっとも、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の制限が徐々に緩和されたことにより、旅行業界におきましても世界各国の渡航制限や入国規制等に段階的に緩和の動きが広がっており、国内旅行市場は新型コロナウイルス感染症拡大による影響からの回復が顕著に見られております。他方で、海外旅行市場は未だ本格回復には至らず、以前として大幅な需要減退が続いているものの、国外出国者数は段階的に回復しつつあることから、当社グループでは、2022年6月より海外の募集型企画旅行の催行等を段階的に再開いたしました。また、当社グループは、今後の海外

旅行市場の回復を見据え、海外旅行販売のさらなる促進・強化を図るための営業活動や採用活動等も開始しており、このような状況下において、割当予定先との協業についても協議を再開する中で、2023年6月頃、割当予定先より、本株式を引き受ける意向を有している旨の申出があり、割当予定先との間で本第三者割当に関する協議・検討を進めることとなりました。

このように、当社グループは割当予定先が今後の戦略として定める海外ツアー運営、東南アジア及びグローバル展開に強みを有していること、当社としては本第三者割当によって割当予定先から財務面のみならず今後事業面においても長期的・戦略的な支援をいただくことが期待できること、かかる観点から本第三者割当は両社の事業基盤の強化・発展に資するものであり事業上のシナジーが期待できると考えられること等に鑑み、割当予定先との間で協議・検討を進めた結果、割当予定先の保有方針及び本資金調達スキームは、当社の置かれた事業環境及び財務状況等を十分に理解した上で現状の当社の資金調達ニーズを満たすものであると判断し、本株式の割当予定先として選定いたしました。

そして、当社は、以前当社の第3回新株予約権発行の際に資金調達スキーム及び割当先の紹介をいただき、それ以降も引き続き資本政策等に関する情報交換を行っていたストームハーバー証券株式会社（所在地：東京都港区赤坂一丁目12番32号、代表取締役社長：渡邊佳史）に対し、2023年7月上旬頃、本第三者割当全般に関する助言及び実務面のプロセス等を含めた本第三者割当に関する財務アドバイザー業務の提供を依頼し、当社の財務アドバイザーとして起用いたしました。

以上の内容に基づき、本第三者割当について具体的に検討を進めた結果、本資金調達スキーム及び割当予定先並びにその保有方針等は当社の資金調達ニーズを満たすものとして適切であると判断し、本第三者割当の実施を決定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先より、当社グループを長期的及び戦略的に支援することを目的とした戦略的投資として本株式を長期保有する方針である旨を口頭で確認しております。また、当社は、割当予定先より、本株式の払込期日から2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先より、割当予定先及び取引銀行との間で金銭消費貸借契約（借入額：30億円、借入期間その他の条件については協議中）を締結する予定であり、本株式の払込みに必要となる資金の全部について、払込原資が借入金であることを確認しております。割当予定先より、当該金銭消費貸借契約については、2023年10月頃に融資実行予定であり、本株式の払込期日までの間に本株式の払込みに必要となる資金を確保できる見込みであり、当該借入金をもって本株式の払込みを行う旨を口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先が2023年5月12日付で関東財務局長に提出した第17期第3四半期報告書に記載されている要約四半期連結財務諸表により、2023年3月31日時点において現金及び現金同等物を13,087,760千円保有していることを確認しており、本株式の払込みに必要となる資金に相当する額以上の現預金を保有していることを確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

割当前（2023年3月31日現在）		割当後	
高山 泰仁	19.78%	株式会社アドベンチャー	58.11%
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	9.79%	高山 泰仁	8.81%

(常任代理人 B O F A証券株式会社)			
株式会社アドベンチャー	5.95%	MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人 B O F A証券株式会社)	4.36%
坂井 直樹	2.18%	坂井 直樹	0.97%
J Pモルガン証券株式会社	1.73%	J Pモルガン証券株式会社	0.77%
野口 孝寿	1.06%	野口 孝寿	0.47%
CBS/IICS CLIENTS (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	0.75%	CBS/IICS CLIENTS (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	0.33%
榎本 一太	0.60%	榎本 一太	0.27%
前澤 弘基	0.59%	前澤 弘基	0.26%
葛野 悦子	0.56%	葛野 悦子	0.25%

(注) 1. 募集前の持株比率は、2023年3月31日現在における発行済株式総数を基準として算出しております。

2. 割当後の持株比率は2023年3月31日現在における発行済株式総数8,029,800株に、本株式の発行数10,000,000株を加算して算出しており、小数点第3位を四捨五入して算出しております。

8. 今後の見通し

本第三者割当は当社の自己資本及び手元資金の拡充に寄与するものであり、今回の調達資金により財務体質の改善及び債務超過の解消を見込んでおります。今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」記載の資金使途に充当することにより、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと考えておりますが、本第三者割当に係る発行諸費用を考慮しても現時点において当期の業績に与える影響はありません。なお、開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本第三者割当により発行される本株式10,000,000株に係る議決権数は100,000個であり、2023年3月31日現在の当社の総議決権数79,907個に占める割合が125.15%となります。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となり、また、支配株主の異動を伴うことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条により、①経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認のいずれかが必要となります。

この点につき、当社は、本第三者割当による希薄化が既存株主の皆様への株式価値に与える影響に鑑み、既存株主の皆様からのご理解をいただくため、本臨時株主総会において既存株主の皆様への意思確認を行うことといたします。

また、本株式の発行価額は、発行決議日前取引日の当社普通株式の終値に対して10%を超えるディスカウントとなっており、会社法第199条第3項に規定される割当予定先にとって特に有利な金額に該当すると考えられます。なお、割当予定先は、会社法第206条の2第1項に定める特定引受人に該当することから、特定引受人による募集株式の引受けについて、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主による反対通知がなされた場合に、株主総会決議による承認が必要となります(会社法第206条の2第4項)。

したがって、当社は、本臨時株主総会の特別決議による承認がなされることを条件として、2023年8月10日付取締役会において、本第三者割当を行うことを決議いたしました。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：千円。特記しているものを除く。）

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売上高	918,950	1,037,201	1,262,157
営業利益又は営業損失（△）	△2,120,411	△1,456,999	△888,340
経常利益又は経常損失（△）	△1,463,649	△1,338,417	△878,525
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△1,808,806	△1,971,051	△1,013,956
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）（円）	△375.65	△347.87	△149.26
1株当たり配当金（円）	-	-	-
1株当たり純資産（円）	19.02	△177.71	△136.73

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2023年7月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	9,209,800株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	2,253,900株	24.47%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
始値	914円	1,104円	717円
高値	1,817円	1,580円	918円
安値	729円	523円	316円
終値	1,107円	722円	335円

② 最近6か月間の状況

	2023年3月	4月	5月	6月	7月	8月
始値	368円	336円	471円	398円	371円	370円
高値	390円	545円	496円	405円	393円	372円
安値	320円	336円	379円	352円	357円	338円
終値	335円	463円	401円	370円	371円	360円

（注）2023年8月の株価については、2023年8月9日現在で表示しております。

③ 発行決議日直前取引日における株価

	2023年8月9日
始 値	361 円
高 値	367 円
安 値	357 円
終 値	360 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による第2回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の発行

割 当 日	2021年1月8日
発行新株予約権数	11,500 個
発行価額	2,829,000 円
発行時における 調達予定資金の額 （差引手取概算額）	1,087,629,000 円
割 当 先	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社
募集時における 発行済株式数	4,777,300 株
当該募集による 潜在株式数	1,150,000 株
現時点における 行使状況	行使済株式数：1,150,000 株 （残新株予約権数 0 個）
現時点における 調達した資金の額 （差引手取概算額）	1,180,890,000 円
発行時における 当初の資金用途	① システム開発のための投資資金 587 百万円：2021年4月～2024年3月 ② 財務健全化に向けた借入金の返済資金 500 百万円：2021年6月
現時点における 充当状況	① システム開発のための投資資金 251 百万円：2021年4月～2023年6月 ② 財務健全化に向けた借入金の返済資金 500 百万円：2021年6月 なお、調達した資金のうち、未充当の429 百万円については、2023年7月から2024年10月にかけて①システム開発のための投資資金として充当予定です。

第三者割当による第3回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

割 当 日	2022年8月29日
発行新株予約権数	60,000 個
発行価額	21,480,000 円

発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	4,110,080,000円
割 当 先	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund 48,000個 MAP246 Segregated Portfolio 12,000個
募集時における 発行済株式数	5,944,300株
当該募集による 潜在株式数	6,000,000株
現時点における 行使状況	行使済株式数：3,792,300株 (残新株予約権数 22,077個)
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	1,375,000,000円
発行時における 当初の資金用途	① 社会保険延納分の納付資金 390百万円：2022年8月～2023年1月 ② 財務健全化に向けた借入金の返済資金 3,720百万円：2023年1月～2023年9月
現時点における 充 当 状 況	① 社会保険延納分の納付資金 390百万円：2022年8月～2023年1月 ② 財務健全化に向けた借入金の返済資金 985百万円：2022年8月

11. 発行要項

別紙記載のとおりです。

II. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動（予定）

1. 異動が生じる経緯

本株式の発行により、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主の異動が生じる見込みであります。

2. 異動する株主の概要

ア 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなった株主の概要

①	名 称	株式会社アドベンチャー
②	所 在 地	東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー24F
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 中村 俊一
④	事 業 内 容	コンシューマ事業（総合旅行予約サイト「skyticket」の運営等）、投資事業
②	資 本 金	3,303,499千円（2023年3月31日現在）

イ 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

①	氏 名	高山 泰仁
②	住 所	東京都千代田区

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

ア 株式会社アドベンチャー

	属性	議決権の数（総株主等の議決権の数に対する割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (2023年3月 31日現在)	—	4,776個 (5.98%)	—	4,776個 (5.98%)	第3位
異動後	親会社及び主 要株主である 筆頭株主	104,776個 (58.24%)	—	104,776個 (58.24%)	第1位

イ 高山 泰仁

	属性	議決権の数（総株主等の議決権の数に対する割合）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (2023年3月 31日現在)	主要株主であ る筆頭株主	15,880個 (19.87%)	—	15,880個 (19.87%)	第1位
異動後	—	15,880個 (8.83%)	—	15,880個 (8.83%)	第2位

(注) 1. 異動前の総株主の議決権数に対する割合は、2023年3月31日現在の総株主の議決権の数79,907個に基づき算出しております。

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 39,100株

2023年3月31日現在の発行済株式総数 8,029,800株

2. 異動後の総株主の議決権数に対する割合は、本株式発行により増加する議決権の数100,000個を加算した総株主の議決権の数179,907個を基準に算出しております。

4. 今後の見通し

上記「I. 第三者割当による新株式の発行」の「8. 今後の見通し」に記載のとおりです。

以 上

(別紙)

発行要項

- (1) 募集株式の種類及び数：普通株式 10,000,000 株
- (2) 払込金額：1 株当たり金 300 円
- (3) 払込金額の総額：金 3,000,000,000 円
- (4) 増加する資本金の額：金 1,500,000,000 円
- (5) 増加する資本準備金の額：金 1,500,000,000 円
- (6) 募集の方法：第三者割当の方法
- (7) 割当予定先：株式会社アドベンチャーと総数引受契約を締結する。
- (8) 払込期日：2023 年 10 月 31 日
- (9) 払込取扱場所：株式会社三菱 UFJ 銀行 西池袋支店
- (10) その他：上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、並びに 2023 年 10 月 26 日開催予定の当社臨時株主総会における本第三者割当及び当社の発行可能株式総数の変更（現状の 14,000,000 株を 35,000,000 株に変更）を目的とする定款の一部変更の議案が承認されることを条件とする。